

資料 5

農業の担い手に対する経営安定
のための交付金の交付に関する
法律関係法令集

① 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の
交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号） 一

② 同法施行令（平成十八年政令第二百二十一号） 十三

③ 同法施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九
号） 十七

④ 同法三段表 四六

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしよその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの

二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。）であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

（生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付）

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物（対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。

）の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農産者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農産者の特定対象農産物の期間平均生産面積（当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。）に応じて交付する交付金

二 当該年度において対象農産者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2 前項第一号の交付金の金額は、対象農産者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価（以下「面積単価」という。）に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農産者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売

価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分（以下「品質区分」という。）別の数量当たりの単価（以下「数量単価」という。）に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価又は数量単価（以下「面積単価等」という。）を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

7 農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

（収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付）

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「前年度収入額」という。）が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「標準的収入額」という。）を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者（収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策

審議会の意見を聴かなければならない。

(交付金の交付の申請等)

第五条 第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(交付金の返還)

第六条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納

付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分 の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（報告及び検査）

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項各号若しくは第四条第一項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第九条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第七条の規定

は、公布の日から施行し、第四条第一項の規定は、平成十九年度以後の対象農産物に係る収入について適用する。

（面積単価等に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第三条第三項及び第五項から第八項までの規定の例により、面積単価等を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた面積単価等は、この法律の施行の日において第三条第三項又は第五項の規定により定められたものとみなす。

（施行のために必要な準備）

第三条 農林水産大臣は、第四条第二項の農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（大豆交付金暫定措置法の廃止）

第四条 大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）は、廃止する。

（大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う経過措置）

第五条 平成十八年以前の生産に係る大豆に係る前条の規定による廃止前的大豆交付金暫定措置法の規定による交付金（次条において「大豆交付金」という。）の交付については、なお従前の例による。

（大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う罰則に関する経過措置）

第六条 附則第四条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる大豆交付金の交付に係る附則第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第八条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「第十四号」の下に「、第二十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）」を加える。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第九条 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）

」を「、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」に改める。

理 由

米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手の経営の安定を図ることにより、国民に対する食料の安定供給の確保に資するため、我が国における農業の生産条件に関する不利を補正するための交付金及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政令第二百二十一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令

内閣は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号

）第二条第一項及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（対象農産物）

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める農産物は、米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよとする。

（特定対象農産物）

第二条 法第三条第一項の政令で定める対象農産物は、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（大豆交付金暫定措置法施行令の廃止）

第二条 大豆交付金暫定措置法施行令（昭和三十六年政令第四百十七号）は、廃止する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十七号から第九十一号まで」を「第三十六号から第九十号まで」に改め、第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第六十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十一号中「（第十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第六十号とし、同条中第六十二号を第六十一号とし、第六十三号を第六十二号とし、第六十四号を第六十三号とし、同条第六十五号中「第二十一号」を「第二十号」に改め、同号を同条第六十四号とし、同条第六十六号中「第三十一号」を「第三十号」に改め、同号を同条第六十五号とし、同条中第六十七号を第六十六号とし、第六十八号から第八十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九十号中「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第

八十九号とし、同条第九十一号を同条第九十号とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第十五号に掲げる大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）第二条第一項の交付金（以下この条において「大豆交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる大豆交付金に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項を次のように改める。

三 削除

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第六条 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表経営分科会の項に次の一号を加える。

三 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

○農林水産省令第五十九号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第二項、第三条第一項及び第四項、第四条第一項並びに第五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十八年六月二十七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 杉浦 正健

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則

（認定農業者に係る耕作の業務の規模の基準）

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条

第二項第一号イの農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 その者が所有権（使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）が年間を通じて設定されている田又は畑の所有権を除く。）又は使用収益権（以下「使用収益権等」と総称する。）を有

している田又は畑の面積（委託を受けて農作業を行うことを約した契約（受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること）を約したものに限る。以下「農作業委託契約」という。）に基づき他の者から農作業の委託を受けた田又は畑の面積を含み、農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした田又は畑（当該他の者から法第五条第一項の規定による交付の申請があつた場合における当該申請に係る田又は畑であつて、その委託をした者が当該農作業の委託をした年において農産物の生産及び販売を行っていない部分に限る。）の面積を除く。以下「権利設定等面積」という。）の合計が、北海道にあつては十ヘクタール以上、都府県にあつては四ヘクタール以上であること。ただし、地勢等の地理的条件により耕作の業務の規模の拡大を図ることが困難であると認められる市町村その他の地域にあつては、権利設定等面積の合計が、当該地域における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積が我が国における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する都道府県の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに農林水産大臣が定める規模以上であること。

イ 北海道 六・四ヘクタール

ロ 都府県 二・六ヘクタール

二 法第五条第一項の規定による交付の申請の日（以下「申請日」という。）の属する年の前々年（法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする年においてその申請をする場合（その年の一月一日から三月三十一日までの間に当該申請をする場合を除く。）又はその交付を受けようとする年の前年においてその申請をする場合にあつては、申請日の属する年の前年）におけるその者の農業所得の額（その者が法人であるときは、その法人の主たる従事者がその法人から受ける農業所得の額）が農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「基盤強化法」という。）第六条第一項に規定する基本構想（基盤強化法第十二条第一項の規定に基づきその者の農業経営改善計画を認定した市町村が定めるものに限る。）において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額の二分の一を超えており、かつ、対象農産物（法第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）に係る当該前々年又は当該前年におけるその者の農業収入の額若しくは農業所得の額又は権利設定等面積の合計のいずれかがそれぞれ当該前々年又は当該前年におけるその者の農業収入の総額若しくは農

業所得の総額又はその者が使用収益権等を有している田、畑若しくは樹園地の面積（農作業委託契約に基づき他の者から農作業の委託を受けた田、畑又は樹園地の面積を含む。）の合計に占める割合が百分の二十七以上であること。

三 前二号の基準を満たすことができない特別の事情があり、かつ、対象農産物を効率的に生産することが確実であると見込まれる場合にあっては、その者を対象農業者（法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）とすることが特に必要であること。

（委託を受けて農作業を行う組織の要件）

第二条 法第二条第二項第一号ロの農林水産省令で定める要件は、特定農業団体（基盤強化法第二十三条第四項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その定める目標が、初めて法第五条第一項の規定による交付の申請をした際に農林水産大臣に提出した当該目標の作成日から起算して五年を経過する日（その日から五年を超えない範囲内で当該目標を達成する期日を延期することについて次項に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その

承認に係る期日）までに、基盤強化法第六条第一項に規定する基本構想（その組織が主として農作業を行う区域をその区域に含む市町村が定めるものに限る。以下この条及び次条において「基本構想」という。）において定められた農用地利用改善事業（基盤強化法第四条第三項第三号に規定する農用地利用改善事業をいう。）の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域であつてその組織が主として農作業を行う区域（以下「適合区域」という。）の農用地（基盤強化法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）の面積の三分の二以上の面積について利用の集積をするものであること。

二 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、株主又は社員とする農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）となることに関する計画であつて次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

イ 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、初めて法第五条第一項の規定による交付の申請をした際に農林水産大臣に提出した農業生産法人となることに関する計画の作成日

から起算して五年を経過する日（その日から五年を超えない範囲内で当該計画を達成する期日を延期することについて次項に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認に係る期日）前であること。

ロ その組織が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

ハ その組織の主たる従事者が目標とする農業所得の額が定められており、かつ、その額が、基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額と同等以上の水準であること。

ニ その組織が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、基本構想において定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

三 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められており、かつ、これらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合する定款又は規約を有していること。

四 その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

2 前項第一号又は第二号イの農林水産大臣の承認の申請は、その承認を受けようとする組織の代表者が次の各号に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 農林水産大臣の承認を受けようとする目標又は計画の達成の期日

三 前号の期日まで延期することを必要とする理由

(委託を受けて農作業を行う組織に係る耕作の業務の規模の基準)

第三条 法第二条第二項第一号ロの農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 その組織の構成員が使用収益権等を有している田又は畑(その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分しているものに限る。

二)の面積(農作業委託契約に基づきその組織の構成員以外の者から農作業の委託を受けた田又は畑の面

積を含み、農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした田又は畑（当該他の者から法第五條第一項の規定による交付の申請があつた場合における当該申請に係る田又は畑であつて、その委託をした者が当該農作業の委託をした年において農産物の生産及び販売を行っていない部分に限る。）の面積を除く。以下「農作業受託面積」という。）の合計が二十ヘクタール以上であること。ただし、地勢等の地理的条件により耕作の業務の規模の拡大を図ることが困難であると認められる市町村その他の地域にあつては、農作業受託面積の合計が、当該地域における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積が我が国における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する区域の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに農林水産大臣が定める規模以上であること。

イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二條第四項の規定に基づき公示された同條第一項に規定する特定農山村地域その他農林

水産大臣が定める区域 十ヘクタール

ロ イに掲げる区域以外の区域 十二・八ヘクタール

二 適合区域のうち水稻の作付けをしない区域を対象として米穀の需給の均衡を図るための生産調整を実施するためにその組織が米穀以外の農産物の生産を行うことを約した農作業委託契約に係る田の面積の合計が、当該適合区域における田の面積から当該適合区域における水稻の作付面積を除いた面積の二分の一を超える場合における当該組織にあつては、農作業受託面積の合計が、地域における田の面積から当該地域における水稻の作付面積を除いた面積が当該地域における田の面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する区域の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに農林水産大臣が定める規模以上であること。

イ 前号イに掲げる区域 四ヘクタール

ロ イに掲げる区域以外の区域 七ヘクタール

三 申請日の属する年の前々年（法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする年においてその申請をする場合（その年の一月一日から三月三十一日までの間に当該申請をする場合を除く。）又はその交付を受けようとする年の前年においてその申請をする場合にあつては、申請日の属する年の前年）におけるその組織の主たる従事者がその組織から受ける農業所得の額が基本構想において農業経営基盤

の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額の二分の一を超えており、かつ、対象農産物に係る当該前々年又は当該前年におけるその組織の農業収入の額若しくは農業所得の額又は農作業受託面積の合計のいずれかがそれぞれ当該前々年又は当該前年におけるその組織の農業収入の総額若しくは農業所得の総額又はその組織の構成員が使用収益権等を有している田、畑若しくは樹園地（その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分しているものに限る。）の面積（農作業委託契約に基づきその組織の構成員以外の者から農業の委託を受けた田、畑又は樹園地の面積を含む。）の合計に占める割合が百分の二十七以上であること。

四 前三号の基準を満たすことができない特別の事情があり、かつ、対象農産物を効率的に生産することが確実であると見込まれる場合にあっては、その組織を対象農業者とすることが特に必要であること。

（環境と調和のとれた農業生産の基準）

第四条 法第二条第二項第二号の農林水産省令で定める基準は、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他

の事項の実施状況について農林水産大臣が定める様式により自ら点検を行うこととする。

（耕作の目的に供されないと見込まれる農地）

第五条 法第二条第二項第三号の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当する農地とする。

一 基盤強化法第二十七条の二第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合における

同条第一項の通知に係る農地

二 基盤強化法第二十七条の三第二項の通知があつた場合における同条第一項の勧告に係る農地

（期間平均生産面積に係る期間）

第六条 法第三条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、次の各号に掲げる特定対象農産物（同項に規定する特定対象農産物をいう。以下同じ。）の種類に応じそれぞれ平成十六年産から平成十八年産までの生産に係る期間である当該各号に定める期間とする。

一 麦及び大豆 平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間

二 てん菜及びでん粉の製造の用に供するばいしょ 平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一

日までの期間

(生産面積への換算)

第七条 法第三条第一項第一号の規定による生産面積への換算は、次の各号に掲げる特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で前条の期間における各年度（てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよにあつては、各年。以下「各年度等」という。）ごとの対象農業者に係るものを、当該各年度等別及び市町村別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得た面積を合算してするものとする。

一 麦 麦の生産を行う者の麦作に係る経営の安定を図るために政府が交付した助成金の交付対象となつたもの及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十号。以下「食糧法改正法」という。）による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十一条第一項の規定に基づき政府が買い入れたものの合計数量

二 大豆 法附則第四条の規定による廃止前的大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号。以下「旧大豆交付金法」という。）第五条第一項又は第二項の規定に基づき大豆の生産者に対し交付した交付金の交付対象となつたもの（平成十八年産の大豆にあつては、旧大豆交付金法第二条第一項に規定

する生産者団体等が旧大豆交付金法第四条第一項又は第二項の規定による承認を受けた同条第一項の調整販売計画等に従って、販売の委託を受けて集荷したもの（旧大豆交付金法第二条第二項に規定する契約に係るものに限る。）の数量

三 てん菜 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第八十九号。以下「価格調整法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第十九条の交付金の交付対象とされた同法第二条第一項に規定する国内産糖の製造の用に供されたものの数量

四 でん粉の製造の用に供するばいしよ 糖化用又は化工でん粉用のでん粉として販売されたものの製造の用に供されたものの数量

（期間平均生産面積の算出）

第八条 法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、前条の規定により換算して得た生産面積を三で除してするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当することの申出があり、かつ、その申出に係る事実があると認められるときは、当該生産面積のうち当該各号に該当しない第六条の期間

における各年度等に係るものを当該各年度等の数（零を除く。）で除してするものとする。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第二条第六項に規定する災害復旧事業その他これらに類する事業の実施により、対象農業者が前条各号に掲げる特定対象農産物を生産することができなかった場合

二 風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害又は火災により、対象農業者が前条各号に掲げる特定対象農産物を生産することができなかった場合

2 平成十六年度以降に対象農業者が田又は畑について新たに使用収益権等を取得し、又は新たに農作業委託契約を締結して農作業の委託を受けることによりその耕作の業務の規模を拡大した場合には、法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、当該対象農業者に対し使用収益権等を設定した者又は農作業の委託をした者（以下「設定者等」と総称する。）に係る次項の規定により定められる生産面積の全部又は一部であつて、特定対象農産物の種類別に当該対象農業者と当該設定者等との間の合意（その合意に係る特定対象農産物の種類別の面積を当該設定者等ごとに合算した面積が次の各号に掲げる面積

のうちいずれか大きい面積を超える場合における当該合意を除く。)により定められた面積を、前項の規定により算出した面積に加えてするものとする。

一 当該対象農業者が新たに使用収益権等を取得し、又は新たに農作業委託契約を締結して農作業の委託を受けた田又は畑の面積

二 当該設定者等に係る次項の規定により定められる生産面積を当該設定者等ごとに合算した面積を、当該設定者等に係る権利設定等面積(前号に掲げる面積を含む。)の合計又は農作業受託面積(同号に掲げる面積を含む。)の合計で除して得た割合に、同号に掲げる面積を乗じて得た面積

3 前項の生産面積は、設定者等が同項の合意に係る特定対象農産物について法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けた者であるときは、前項の合意を行う日前直近の当該交付金の交付の際に農林水産大臣が当該設定者等に通知した同号の期間平均生産面積とし、設定者等が同項の合意に係る特定対象農産物について同号の交付金の交付を受けたことがない者であるときは、当該設定者等の申出に基づき農林水産大臣が前条及び第一項の規定の例により算出し、当該設定者等に通知した面積とする。

4 平成十六年度以降に対象農業者が田又は畑について使用収益権等を移転し、又は農作業委託契約の解除

、失効若しくは変更（以下「解除等」という。）によつて農作業の委託を受けなくなったことによりその耕作の業務の規模を縮小した場合には、法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、当該対象農業者に係る次項において準用する前項の規定により定められる生産面積の全部又は一部であつて、特定対象農産物の種類別に当該対象農業者とその移転又は解除等の相手方との間の合意（その合意に係る特定対象農産物の種類別の面積を当該対象農業者ごとに合算した面積が次の各号に掲げる面積のうちいずれか大きい面積を超える場合における当該合意を除く。）により定められた面積を、第一項の規定により算出した面積から控除してするものとする。

一 当該対象農業者が使用収益権等を移転し、又は農作業委託契約の解除等によつて農作業の委託を受けなくなつた田又は畑の面積

二 当該対象農業者に係る次項において準用する前項の規定により定められる生産面積を当該対象農業者ごとに合算した面積を、当該対象農業者に係る権利設定等面積（前号に掲げる面積を含む。）の合計又は農作業受託面積（同号に掲げる面積を含む。）の合計で除して得た割合に、同号に掲げる面積を乗じて得た面積

5 前項の生産面積については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第四項」と、「設定者等」とあるのは「対象農業者」と、「当該設定者等」とあるのは「当該対象農業者」と読み替えるものとする。

6 平成十九年度以降に対象農業者が田又は畑について使用収益権等を移転し、又は農作業委託契約の解除等によつて農作業の委託を受けなくなったことによりその耕作の業務の規模を縮小した場合において、第一項の規定により算出した面積（第二項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する合意により定められた面積を加え、又は控除したときは、その加算後又は控除後の面積。以下この項において同じ。）を対象農業者ごとに合算した面積（以下「合算面積」という。）が第一号に掲げる面積を第二号に掲げる面積で除して得た割合（その割合が一を下回る場合にあつては、一）を第三号に掲げる面積の合計に乗じて得た面積を超えるときは、法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、その乗じて得た面積を合算面積で除して得た割合を第一項の規定により算出した面積に乗じてするものとする。

一 合算面積（当該移転をし、又は当該解除等をしたときにおいて第四項の規定により同項に規定する合意により定められた面積を控除した場合にあつては、その控除した面積を含む。）

二 権利設定等面積（当該移転又は当該解除等に係る面積（以下「移転等面積」という。）を含む。）の合計又は農作業受託面積（移転等面積を含む。）の合計

三 権利設定等面積（移転等面積を除く。）の合計又は農作業受託面積（移転等面積を除く。）の合計

（特定対象農産物の品質の区分）

第九条 法第三条第四項の農林水産省令で定める品質の区分は、次の各号に掲げる特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める事項を考慮して農林水産大臣が定める規格によって示される品質の区分とする。

一 麦 たんぱく質の含有率その他の事項

二 大豆 整粒の割合その他の事項

三 てん菜 糖度

四 でん粉の製造の用に供するばれいしょ でん粉の含有率その他の事項

（特定対象農産物の品質区分別の生産量）

第十条 法第三条第四項の農林水産省令で定める特定対象農産物の品質区分別の生産量は、次の各号に掲げ

る特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものとする。

一 麦 対象農業者が法第三条第一項第二号の交付金を交付する年度（以下この条において「交付年度」という。）において生産する麦を需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売したもの（春期には種する小麦（主として三月及び四月には種することにより生産される小麦をいう。以下同じ。））、秋期には種する小麦（主として九月から十一月までの間には種することにより生産される小麦をいう。以下同じ。））、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として販売したものを除く。）又は対象農業者が交付年度において生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したもの（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として集荷したものを除く。）であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

二 大豆 対象農業者が交付年度において生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約（当該

対象農業者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆をは種する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。において販売の対象とされたもの（種子として販売することとされたもの及び黒大豆を除く。）又は委託を受けて大豆を販売する者に対し対象農業者が販売を委託して出荷したもの（種子として販売を委託して出荷したもの及び黒大豆を除く。）であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

三 てん菜 価格調整法等改正法第一条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「新価格調整法」という。）第二十一条の国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第二条第二項に規定する国内産糖の製造の用に供されたもの（新価格調整法第十九条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されたものに限る。）であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

四 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 新価格調整法第三十五条の国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第二条第六項に規定する国内産いもでん粉の製造の用に供されたもの（新価格調整法第三十三条第一項に規定する指定地域の区域内にお

いて生産されたものに限る。）であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

（前年度収入額の算出）

第十一条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域（以下「地域」と総称する。）別及び対象農産物の種類別に同項の交付金を交付する年度の前年度（以下「交付前年度」という。）における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。）に、当該交付前年度における対象農業者の対象農産物の生産面積（当該交付前年度における対象農産物の生産量（次の各号に掲げる対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。）を地域別の当該対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。）を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

一 米穀 次のいずれかに該当する米穀（食糧法改正法による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「新食糧法」という。）第九条第一号の資金の貸付けの対象となつたもの及び種子として販売し、又は販売を委託して出荷したものを除く。）であつて、その品質が整粒の割合その他の事

項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量（陸稲に係る米穀以外の米穀にあつては、新食糧法第五条第一項に規定する生産調整方針（同項の認定を受けたものに限る。以下「生産調整方針」という。）に従つて対象農業者に対して交付前年度に設定された同条第二項第一号に規定する生産数量目標の対象とされたものの数量に限り、その数量が当該目標に定められた数量を超える場合にあつては、当該目標に定められた数量とする。）

イ 交付前年度末までに、対象農業者が新食糧法第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対し販売し、又は販売を委託して出荷したもの

(1) 生産調整方針を作成していること。

(2) 新食糧法第四十七条第一項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限る。）をしていること。

ロ 交付前年度末までに、対象農業者又は対象農業者から委託を受けて米穀を販売する者（イに掲げる者を除く。）が、販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約を締結して、当該契約に基づき当該相手方に販売したもの（対象農業者が年間を通じて銘柄別の同一の販売価

格で販売したもの（その銘柄別の販売価格の設定が当該銘柄に係る市場価格の動向を十分に考慮して行われたと認められるものを除く。）を除く。）

二 米穀以外の対象農産物 それぞれ前条各号に定める数量（この場合において、同条第一号中「法第三条第一項第二号の交付金を交付する年度（以下この条において「交付年度」という。）」とあり、同号及び同条第二号中「交付年度」とあるのは、「交付前年度」とする。）

2 農林水産大臣は、交付前年度単位面積当たり収入額を定めるに当たっては、交付前年度における地域別及び対象農産物の種類別の販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮するものとする。

（標準的収入額の算出）

第十二条 法第四条第一項の規定による標準的収入額の算出は、地域別及び対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「単位面積当たり標準的収入額」という。

）に、交付前年度生産面積を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

2 農林水産大臣は、単位面積当たり標準的収入額を定めるに当たっては、交付前年度の前年度以前五箇年度の各年度における地域別及び対象農産物の種類別の販売価格に当該年度における地域別及び対象農産物

の種類別の単位面積当たりの収穫量を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額のうち最大のものと及び最小のものを除いた額その他の事項を考慮するものとする。

(積立金の基準)

第十三条 法第四条第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 交付前年度の四月一日から六月三十日まで(秋期には種する麦(主として九月から十一月までの間には種することにより生産される麦をいう。以下同じ。))に係るものにあつては、交付前年度の前年度の六月一日から八月三十一日まで)の間に法第四条第一項の交付金(以下この条において「交付金」という。)を受けようとする者から農林水産大臣に対してなされた積立てを行う旨の申出に係るものであること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 前号の申出をした者の交付前年度における積立基準収入額(単位面積当たり標準的収入額に、当該交付前年度においてその者が生産することを予定する対象農産物に係る生産面積としてその者が前号の申出をする際に農林水産大臣に申し出た面積を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合

算した額をいう。以下同じ。）の百分の二・二五に相当する額が、当該交付前年度の七月三十一日までに、第四号に規定する者に対して納付されたものであること。

ロ 交付前年度の七月三十一日における法第四条第一項の積立金（以下「積立金」という。）の額が、前号の申出をした者の当該交付前年度における積立基準収入額の百分の四・五に相当する額以上であること。

三 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日から交付金の交付を受けるまでの間において取り崩されていないこと。ただし、次項第一号、第五号又は第六号の規定により取り崩されるときは、この限りでない。

イ 前号イに該当する場合 同号イの納付の日

ロ 前号ロに該当する場合 交付前年度の七月三十一日

四 農林水産大臣が定める方法により積立金を適切に管理することができると認められるものとして農林水産大臣が指定する者（以下「積立金管理者」という。）によって管理されていること。

2 積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、

その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。

一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の金額の三分の一に相当する額

二 積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額

三 前項第一号の申出をしなかった場合 積立金の全額

四 前項第二号イに規定する額を納付せず、かつ、積立金の額が同号ロに該当しない場合 積立金の全額

五 前項第二号イの規定により積立金管理者に対して納付した額が交付前年度における積立基準収入額の

百分の二・二五に相当する額を超えた場合 その超えた部分に相当する額

六 交付前年度における法第四条第一項に規定する標準的収入額が当該交付前年度における積立基準収入

額を下回った場合 その差額の百分の二・二五に相当する額

七 交付金の交付の申請があつた際に対象農業者でないことが確認された場合 積立金の全額

3 第一項第四号の指定は、その指定を受けようとする者の申請に基づき行うものとする。

(交付金の交付の申請)

第十四条 法第五条第一項の規定による交付の申請は、農林水産大臣が定める期日までに、農林水産大臣が

定める様式による交付申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基盤強化法第十二条の二第一項に規定する認定農業者若しくは特定農業団体であることを証する書類
又は特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織にあつては第二条第一項各号の要件を満たしていることを証する書類

二 第一条又は第三条に規定する耕作の業務の規模の基準を満たしていることを証する書類

三 第四条に規定する環境と調和のとれた農業生産に係る基準を満たしていることを証する書類

(決定の通知)

第十五条 農林水産大臣は、法第五条第一項の規定による交付の申請を審査し、交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定は、

公布の日から施行する。

(第二条第一項第一号の農用地の利用の集積の目標に関する経過措置)

第二条 第三条第二号に該当する組織についての第二条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「三分の二」とあるのは、「二分の一」とする。

(第七条第三号又は第四号の数量に関する経過措置)

第三条 平成十八年産のてん菜に係る第七条第三号の数量については、同号中「交付対象とされた」とあるのは、「交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる」とする。

2 平成十八年産のでん粉の製造の用に供するばれいしよに係る第七条第四号の数量については、同号中「販売された」とあるのは、「販売され、又は販売されることが確実と見込まれる」とする。

(第十三条第一項第一号の積立ての申出の期間に関する経過措置)

第四条 法第四条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、この省令の施行前においても、平成十八年度における第十三条第一項第一号の規定による秋期には種する麦に係る積立てを行う旨の申出を農林水産大臣に対してすることができる。この場合において、その申出の期間は、平成十八年九月一日から同年十

一月三十日までの間とする。

(見直し)

第五条 農林水産大臣は、農業の構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けて、第一条及び第三条に規定する耕作の業務の規模の基準について必要な見直しを行うものとする。

(大豆交付金暫定措置法施行規則の廃止)

第六条 大豆交付金暫定措置法施行規則(昭和三十六年農林省令第六十号)は、廃止する。

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律三段表

法律

政令

省令

(目的)

第一条 この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしよその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの

二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2 この法律において「対象農業者」とは、

次に掲げる要件に該当する者をいう。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第

一項に規定する認定農業者であつて、

その耕作の業務の規模が対象農産物の

効率的な生産を図る上で適切なものとして農

林水産省令で定める基準に適合するもの

(対象農産物の範囲)

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める農産物は、米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよとする。

(認定農業者に係る耕作の業務の規模の基準)

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第一号イの農林水産

省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 その者が所有権（使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）が年間を通じて設定されている田又は畑の所有権を除く。）又は使用収益権（以下「使用収益権等」と総称する。）を有している田又は畑の面積（委託を受けて農作業を行

うことを約した契約（受託者が農産物を生産するために必要と

なる基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものに限る。以下「農作業委託契約」という。）に基づき他の者から農作業の委託を受けた田又は畑の面積を含み、農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした田又は畑（当該他の者から法第五条第一項の規定による交付の申請があつた場合における当該申請に係る田又は畑であつて、その委託をした者が当該農作業の委託をした年において農産物の生産及び販売を行っていない部分に限る。）の面積を除く。以下「権利設定等面積」という。）の合計が、北海道にあつては十ヘクタール以上、都府県にあつては四ヘクタール以上であること。ただし、地勢等の地理的条件により耕作の業務の規模の拡大を図ることが困難であると認められる市町村その他の地域にあつては、権利設定等面積の合計が、当該地域における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積が我が国における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する都道府県の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに農林水産大臣が定める規模以上であること。

イ 北海道 六・四ヘクタール
ロ 都府県 二・六ヘクタール

二 法第五条第一項の規定による交付の申請の日（以下「申請日」という。）の属する年の前々年（法第三条第一項一号の交付金の交付を受けようとする年においてその申請をする場合（その年の一月一日から三月三十一日までの間に当該申請をする場合を除く。）又はその交付を受けようとする年の前年においてその申請をする場合にあつては、申請日の属する年の前年）におけるその者の農業所得の額（その者が法人であるときは、その法人の主たる従事者がその法人から受ける農業所得の額）が農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「基盤強化法」という。）第六条第一項に規定する基本構想（基盤強化法第十二条第一項の規定に基づきその者の農業経営改善計画を認定した市町村が定めるものに限る。）において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額の二分の一を超えており、かつ、対象農産物（法第二条第一項に規

口 農業経営基盤強化促進法第二十三条
第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。）であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

定する対象農産物をいう。以下同じ。）に係る当該前々年又は当該前年におけるその者の農業収入の額若しくは農業所得の額又は権利設定等面積の合計のいずれかがそれぞれ当該前々年又は当該前年におけるその者の農業収入の総額若しくは農業所得の総額又はその者が使用収益権等を有している田、畑若しくは樹園地の面積（農作業委託契約に基づき他の者から農作業の委託を受けた田、畑又は樹園地の面積を含む。）の合計に占める割合が百分の二十七以上であること。

三 前二号の基準を満たすことができない特別の事情があり、かつ、対象農産物を効率的に生産することが確実であると見込まれる場合にあつては、その者を対象農業者（法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）とすることが特に必要であること。

（委託を受けて農作業を行う組織の要件）

第二条 法第二条第二項第一号口の農林水産省令で定める要件は、特定農業団体（基盤強化法第二十三条第四項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その定める目標が、初めて法第五条第一項の規定による交付の申請をした際に農林水産大臣に提出した当該目標の作成日から起算して五年を経過する日（その日から五年を超えない範囲内で当該目標を達成する期日を延期することについて次項に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認に係る期日）までに、基盤強化法第六条第一項に規定する基本構想（その組織が主として農作業を行う区域をその区域に含む市町村が定めるものに限る。以下この条及び次条において「基本構想」という。）において定められた農用地利用改善事業（基盤強化法第四条第三項第三号に規定する農用地利用改善事業をいう。）の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域であつてその組織が主として農作業を行う区域（以下「適合区域」という。）の農用地（基盤強化法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）の面積の三分の二以上の面積について利用の集積をするものであること。

二 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、株主又は社員とする農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同

じ。となることに關する計画であつて次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確實と見込まれること。

イ 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、初めて法第五条第一項の規定による交付の申請をした際に農林水産大臣に提出した農業生産法人となることに關する計画の作成日から起算して五年を経過する日（その日から五年を超えない範囲内で当該計画を達成する期日を延期することについて次項に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認に係る期日）前であること。

ロ その組織が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

ハ その組織の主たる従事者が目標とする農業所得の額が定められており、かつ、その額が、基本構想において農業経営基盤の強化の促進に關する目標として定められた農業所得の額と同等以上の水準であること。

ニ その組織が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、基本構想において定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

三 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に關する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められており、かつ、これらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合する定款又は規約を有していること。

四 その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

2 前項第一号又は第二号イの農林水産大臣の承認の申請は、その承認を受けようとする組織の代表者が次の各号に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 農林水産大臣の承認を受けようとする目標又は計画の達成の期日

三 前号の期日まで延期することを必要とする理由

（委託を受けて農作業を行う組織に係る耕作の業務の規模の基準）
第三条 法第二条第二項第一号口の農林水産省令で定める基準は、

次の各号のいずれかに該当することとする。

一 その組織の構成員が使用収益権等を有している田又は畑（その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分しているものに限る。）の面積（農作業委託契約に基づきその組織の構成員以外の者から農作業の委託を受けた田又は畑の面積を含み、農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした田又は畑（当該他の者から法第五条第一項の規定による交付の申請があつた場合における当該申請に係る田又は畑であつて、その委託をした者が当該農作業の委託をした年において農産物の生産及び販売を行っていない部分に限る。）の面積を除く。以下「農作業受託面積」という。）の合計が二十ヘクタール以上であること。ただし、地勢等の地理的条件により耕作の業務の規模の拡大を図ることが困難であると認められる市町村その他の地域にあつては、農作業受託面積の合計が、当該地域における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積が我が国における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する区域の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに農林水産大臣が定める規模以上であること。

イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第四項の規定に基づき公示された同条第一項に規定する特定農山村地域その他農林水産大臣が定める区域 十ヘクタール

ロ イに掲げる区域以外の区域 十二・八ヘクタール

二 適合区域のうち水稻の作付けをしない区域を対象として米穀の需給の均衡を図るための生産調整を実施するためにその組織が米穀以外の農産物の生産を行うことを約した農作業委託契約に係る田の面積の合計が、当該適合区域における田の面積から当該適合区域における水稻の作付面積を除いた面積の二分の一を超える場合における当該組織にあつては、農作業受託面積の合計が、地域における田の面積から当該地域における水稻の作付面積を除いた面積が当該地域における田の面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する区域の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに農林水産大臣が定める規模以上であること。

二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

イ 前号イに掲げる区域 四ヘクタール
ロ イに掲げる区域以外の区域 七ヘクタール

三 申請日の属する年の前々年（法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする年においてその申請をする場合（その年の一月一日から三月三十一日までの間に当該申請をする場合を除く。）又はその交付を受けようとする年の前年においてその申請をする場合にあつては、申請日の属する年の前年）におけるその組織の主たる従事者がその組織から受ける農業所得の額が基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額の二分の一を超えており、かつ、対象農産物に係る当該前々年又は当該前年におけるその組織の農業収入の額若しくは農業所得の額又は農作業受託面積の合計のいずれかがそれぞれ当該前々年又は当該前年におけるその組織の農業収入の総額若しくは農業所得の総額又はその組織の構成員が使用収益権等を有している田、畑若しくは樹園地（その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分しているものに限る。）の面積（農作業委託契約に基づきその組織の構成員以外の者から農作業の委託を受けた田、畑又は樹園地の面積を含む。）の合計に占める割合が百分の二十七以上であること。
四 前三号の基準を満たすことができない特別の事情があり、かつ、対象農産物を効率的に生産することが確実であると見込まれる場合にあつては、その組織を対象農産者とすることが特に必要であること。

（環境と調和のとれた農業生産の基準）

第四条 法第二条第二項第二号の農林水産省令で定める基準は、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について農林水産大臣が定める様式により自ら点検を行うこととする。

（耕作の目的に供されないと見込まれる農地）

第五条 法第二条第二項第三号の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当する農地とする。

一 基盤強化法第二十七条の二第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合における同条第一項の通知に係る農地

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物(対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農産者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農産者の特定対象農産物の期間平均生産面積(当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。)に依じて交付する交付金

(特定対象農産物の範囲)

第二条 法第三条第一項の政令で定める対象農産物は、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよとする。

二 基盤強化法第二十七条の三第二項の通知があった場合における同条第一項の勧告に係る農地

(期間平均生産面積に係る期間)

第六条 法第三条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、次の各号に掲げる特定対象農産物(同項に規定する特定対象農産物をいう。以下同じ。)の種類に応じそれぞれ平成十六年産から平成十八年産までの生産に係る期間である当該各号に定める期間とする。

一 麦及び大豆 平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間

二 てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよ 平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間

(生産面積への換算)

第七条 法第三条第一項第一号の規定による生産面積への換算は、次の各号に掲げる特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で前条の期間における各年度(てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよにあつては、各年。以下「各年度等」という。)ごとの対象農産者に係るものを、当該各年度等別及び市町村別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得た面積を合算してするものとする。

一 麦 麦の生産を行う者の麦作に係る経営の安定を図るために政府が交付した助成金の交付対象となつたもの及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十号。以下「食糧法改正法」という。)による改

正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十一条第一項の規定に基づき政府が買い入れたものの合計数量

二 大豆 法附則第四条の規定による廃止前的大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号。以下「旧大豆交付金法」という。）第五条第一項又は第二項の規定に基づき大豆の生産者に対し交付した交付金の交付対象となつたもの（平成十八年産の大豆にあつては、旧大豆交付金法第二条第一項に規定する生産者団体等が旧大豆交付金法第四条第一項又は第二項の規定による承認を受けた同条第一項の調整販売計画等に従つて、販売の委託を受けて集荷したもの（旧大豆交付金法第二条第二項に規定する契約に係るものに限る。）の数量

三 てん菜 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第百九号。以下「価格調整法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条の交付金の交付対象とされた同法第二条第一項に規定する国内産糖の製造の用に供されたものの数量

四 でん粉の製造の用に供するばいしよ 糖化用又は化工でん粉用のでん粉として販売されたものの製造の用に供されたものの数量

（期間平均生産面積の算出）

第八条 法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、前条の規定により換算して得た生産面積を三で除してするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当することの申出があり、かつ、その申出に係る事実があると認められるときは、当該生産面積のうち当該各号に該当しない第六条の期間における各年度等に係るものを当該各年度等の数（零を除く。）で除してするものとする。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第二条第六項に規定する災害復旧事業その他これらに類する事業の実施により、対象農業者が前条各号に掲げる特定対象農産物を生産することができなかった場合

二 風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災

害又は火災により、対象農業者が前条各号に掲げる特定対象農産物を生産することができなかった場合

2 平成十六年度以降に対象農業者が田又は畑について新たに使用収益権等取得し、又は新たに農作業委託契約を締結して農作業の委託を受けることによりその耕作の業務の規模を拡大した場合には、法第三条第一号第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、当該対象農業者に対し使用収益権等を設定した者又は農作業の委託をした者（以下「設定者等」と総称する。）に係る次項の規定により定められる生産面積の全部又は一部であつて、特定対象農産物の種類別に当該対象農業者と当該設定者等との間の合意（その合意に係る特定対象農産物の種類別の面積を当該設定者等ごとに合算した面積が次の各号に掲げる面積のうちいずれか大きい面積を超える場合における当該合意を除く。）により定められた面積を、前項の規定により算出した面積に加えてするものとする。

一 当該対象農業者が新たに使用収益権等取得し、又は新たに農作業委託契約を締結して農作業の委託を受けた田又は畑の面積

二 当該設定者等に係る次項の規定により定められる生産面積を当該設定者等ごとに合算した面積を、当該設定者等に係る権利設定等面積（前号に掲げる面積を含む。）の合計又は農作業受託面積（同号に掲げる面積を含む。）の合計で除して得た割合に、同号に掲げる面積を乗じて得た面積

3 前項の生産面積は、設定者等が同項の合意に係る特定対象農産物について法第三条第一号第一号の交付金の交付を受けた者であるときは、前項の合意を行う日前直近の当該交付金の交付の際に農林水産大臣が当該設定者等へ通知した同号の期間平均生産面積とし、設定者等が同項の合意に係る特定対象農産物について同号の交付金の交付を受けたことがない者であるときは、当該設定者等の申出に基づき農林水産大臣が前条及び第一項の規定の例により算出し、当該設定者等に通知した面積とする。

4 平成十六年度以降に対象農業者が田又は畑について使用収益権等に移転し、又は農作業委託契約の解除、失効若しくは変更（以下「解除等」という。）によつて農作業の委託を受けなくなつたことによりその耕作の業務の規模を縮小した場合には、法第三条第一号第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、当該対象農業者に係る次項において準用する前項の規定により定められる生

産面積の全部又は一部であつて、特定対象農産物の種類別に当該対象農業者とその移転又は解除等の相手方との間の合意（その合意に係る特定対象農産物の種類別の面積を当該対象農業者ごとに合算した面積が次の各号に掲げる面積のうちいずれか大きい面積を超える場合における当該合意を除く。）により定められた面積を、第一項の規定により算出した面積から控除してするものとする。

一 当該対象農業者が使用収益権等を移転し、又は農作業委託契約の解除等によつて農作業の委託を受けなくなった田又は畑の面積

二 当該対象農業者に係る次項において準用する前項の規定により定められる生産面積を当該対象農業者ごとに合算した面積を、当該対象農業者に係る権利設定等面積（前号に掲げる面積を含む。）の合計又は農作業受託面積（同号に掲げる面積を含む。）の合計で除して得た割合に、同号に掲げる面積を乗じて得た面積

5 前項の生産面積については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第四項」と、「設定者等」とあるのは「対象農業者」と、「当該設定者等」とあるのは「当該対象農業者」と読み替えるものとする。

6 平成十九年度以降に対象農業者が田又は畑について使用収益権等を移転し、又は農作業委託契約の解除等によつて農作業の委託を受けなくなつたことによりその耕作の業務の規模を縮小した場合において、第一項の規定により算出した面積（第二項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する合意により定められた面積を加え、又は控除したときは、その加算後又は控除後の面積。以下この項において同じ。）を対象農業者ごとに合算した面積（以下「合算面積」という。）が第一号に掲げる面積を第二号に掲げる面積で除して得た割合（その割合が一を下回る場合にあつては、一）を第三号に掲げる面積の合計に乘じて得た面積を超えるときは、法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、その乗じて得た面積を合算面積で除して得た割合を第一項の規定により算出した面積に乘じてするものとする。

一 合算面積（当該移転をし、又は当該解除等をしたときにおいて第四項の規定により同項に規定する合意により定められた面積を控除した場合にあつては、その控除した面積を含む。）

二 権利設定等面積（当該移転又は当該解除等に係る面積（以下

二 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価（以下「面積単価」という。）に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分（以下「品質区分」という。）別の数量当たりの単価（以下「数量単価」という。）に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価又は数量単価（以下「面積単価等」という。）を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準

「移転等面積」という。）を含む。）の合計又は農作業受託面積（移転等面積を含む。）の合計
三 権利設定等面積（移転等面積を除く。）の合計又は農作業受託面積（移転等面積を除く。）の合計

（特定対象農産物の品質の区分）

第九条 法第三条第四項の農林水産省令で定める品質の区分は、次の各号に掲げる特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める事項を考慮して農林水産大臣が定める規格によって示される品質の区分とする。

- 一 麦 たんばく質の含有率その他の事項
- 二 大豆 整粒の割合その他の事項
- 三 てん菜 糖度
- 四 でん粉の製造の用に供するばいしょ でん粉の含有率その他の事項

（特定対象農産物の品質区分別の生産量）

第十条 法第三条第四項の農林水産省令で定める特定対象農産物の品質区分別の生産量は、次の各号に掲げる特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものとする。

- 一 麦 対象農業者が法第三条第一項第二号の交付金を交付する年度（以下この条において「交付年度」という。）において生産する麦を需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をば種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたも

的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

7 農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、面積単価等を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

のに限る。)に基づき当該対象農業者が販売したもの(春期には種する小麦(主として三月及び四月には種することにより生産される小麦をいう。以下同じ。)、秋期には種する小麦(主として九月から十一月までの間には種することにより生産される小麦をいう。以下同じ。)、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として販売したものを除く。)又は対象農業者が交付年度において生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約(当該麦をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。)を履行するために当該販売者が集荷したもの(春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として集荷したものを除く。)であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

二 大豆 対象農業者が交付年度において生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約(当該対象農業者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆をは種する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。)において販売の対象とされたもの(種子として販売することとされたもの及び黒大豆を除く。)又は委託を受けて大豆を販売する者に対し対象農業者が販売を委託して出荷したもの(種子として販売を委託して出荷したもの及び黒大豆を除く。)であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

三 てん菜 価格調整法等改正法第一条の規定による改正後の砂糖及びてん粉の価格調整に関する法律(以下「新価格調整法」という。)第二十一条の国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第二条第二項に規定する国内産糖の製造の用に供されたもの(新価格調整法第十九条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されたものに限る。)であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

四 てん粉の製造の用に供するばれいしよ 新価格調整法第三十五条の国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第二条第六項に規定する国内産いもでん粉の製造の用に供されたもの(新価格調整法第三十三条第一項に規定する指定地域の区域内において

(収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付)

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「前年度収入額」という。)が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額(以下「標準的収入額」という。)を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者(収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。)に対し、交付金を交付するものとする。

生産されたものに限る。)であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

(前年度収入額の算出)

第十一条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域(以下「地域」と総称する。)別及び対象農産物の種類別に同項の交付金を交付する年度の前年度(以下「交付前年度」という。)における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの(以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。)に、当該交付前年度における対象農業者の対象農産物の生産面積(当該交付前年度における対象農産物の生産量(次の各号に掲げる対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。)を地域別の当該対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。)を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

一 米穀 次のいずれかに該当する米穀(食糧法改正法による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「新食糧法」という。)第九条第一号の資金の貸付けの対象となつたもの及び種子として販売し、又は販売を委託して出荷したものを除く。)であつて、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量(陸稲に係る米穀以外の米穀にあつては、新食糧法第五条第一項に規定する生産調整方針(同項の認定を受けたものに限る。以下「生産調整方針」という。)に従つて対象農業者に対して交付前年度に設定された同条第二項第一号に規定する生産数量目標の対象とされたものの数量に限り、その数量が当該目標に定められた数量を超える場合にあつては、当該目標に定められた数量とする。)

イ 交付前年度末までに、対象農業者が新食糧法第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものに對し販売し、又は販売を委託して出荷したもの

(201 生産調整方針を作成していること。
新食糧法第四十七条第一項の規定による届出(出荷の事業に係るものに限る。)をしていること。

口 交付前年度末までに、対象農業者又は対象農業者から委託を受けて米穀を販売する者（イに掲げる者を除く。）が、販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約を締結して、当該契約に基づき当該相手方に販売したもの（対象農業者が年間を通じて銘柄別の同一の販売価格で販売したもの（その銘柄別の販売価格の設定が当該銘柄に係る市場価格の動向を十分に考慮して行われたと認められるものを除く。）を除く。）を除く。）

二 米穀以外の対象農産物 それぞれ前条各号に定める数量（この場合において、同条第一号中「法第三条第一項第二号の交付金を交付する年度（以下この条において「交付年度」という。）」とあり、同号及び同条第二号中「交付年度」とあるのは、「交付前年度」とする。）

2 農林水産大臣は、交付前年度単位面積当たり収入額を定めるに当たっては、交付前年度における地域別及び対象農産物の種類別の販売価格及び単位面積当たりの收穫量を考慮するものとする。（標準的収入額の算出）

第十二条 法第四条第一項の規定による標準的収入額の算出は、地域別及び対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「単位面積当たり標準的収入額」という。）に、交付前年度生産面積を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

2 農林水産大臣は、単位面積当たり標準的収入額を定めるに当たっては、交付前年度の前年度以前五箇年度の各年度における地域別及び対象農産物の種類別の販売価格に当該年度における地域別及び対象農産物の種類別の単位面積当たりの收穫量を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額のうち最大のものと及び最小のものを除いた額その他の事項を考慮するものとする。（積立金の基準）

第十三条 法第四条第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 交付前年度の四月一日から六月三十日まで（秋期には種する麦（主として九月から十一月までの間には種することにより生産される麦をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、交付前年度の前年度の六月一日から八月三十一日まで）の間に法第四条第一項の交付金（以下この条において「交付金」という。）を

受けようとする者から農林水産大臣に対してなされた積立てを行ふ旨の申出に係るものであること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 前号の申出をした者の交付前年度における積立基準収入額（単位面積当たり標準的収入額に、当該交付前年度においてその者が生産することを予定する対象農産物に係る生産面積としてその者が前号の申出をする際に農林水産大臣に申し出た面積を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。）の百分の二・二五に相当する額が、当該交付前年度の七月三十一日までに、第四号に規定する者に対して納付されたものであること。

ロ 交付前年度の七月三十一日における法第四条第一項の積立金（以下「積立金」という。）の額が、前号の申出をした者の当該交付前年度における積立基準収入額の百分の四・五に相当する額以上であること。

三 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日から交付金の交付を受けるまでの間において取り崩されていけないこと。ただし、次項第一号、第五号又は第六号の規定により取り崩されるときは、この限りでない。

イ 前号イに該当する場合 同号イの納付の日

ロ 前号ロに該当する場合 交付前年度の七月三十一日

四 農林水産大臣が定める方法により積立金を適切に管理することができると認められるものとして農林水産大臣が指定する者（以下「積立金管理者」という。）によって管理されていること。

2 積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。

一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の金額の三分の一に相当する額

二 積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額

三 前項第一号の申出をしなかつた場合 積立金の全額

四 前項第二号イに規定する額を納付せず、かつ、積立金の額が同号ロに該当しない場合 積立金の全額

五 前項第二号イの規定により積立金管理者に対して納付した額が交付前年度における積立基準収入額の百分の二・二五に相当する額を超えた場合 その超えた部分に相当する額

2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(交付金の交付の申請等)

第五条 第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(交付金の返還)

六 交付前年度における法第四条第一項に規定する標準的収入額が当該交付前年度における積立基準収入額を下回った場合、その差額の百分の二・二五に相当する額

七 交付金の交付の申請があつた際に対象農業者でないことが確認された場合、積立金の全額

3 第一項第四号の指定は、その指定を受けようとする者の申請に基づき行うものとする。

(交付金の交付の申請)

第十四条 法第五条第一項の規定による交付の申請は、農林水産大臣が定める期日までに、農林水産大臣が定める様式による交付申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基盤強化法第十二条の二第一項に規定する認定農業者若しくは特定農業団体であることを証する書類又は特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織にあつては第二条第一項各号の要件を満たしていることを証する書類

二 第一条又は第三条に規定する耕作の業務の規模の基準を満たしていることを証する書類

三 第四条に規定する環境と調和のとれた農業生産に係る基準を満たしていることを証する書類

(決定の通知)

第十五条 農林水産大臣は、法第五条第一項の規定による交付の申請を審査し、交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

第六条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(報告及び検査)

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項各号若しくは第四条第一項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第九条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行し、第四条第一項の規定は、平成十九年度以後の対象農産物に係る収入について適用する。

（面積単価等に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第三条第三項及び第五項から

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（大豆交付金暫定措置法施行令の廃止）

第二条 大豆交付金暫定措置法施行令（昭和三十六年政令第四百十七号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（第二条第一項第一号の農用地の利用の集積の目標に関する経過措置）

第二条 第三条第二号に該当する組織についての第二条第一項第一

第八項までの規定の例により、面積単価等を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた面積単価等は、この法律の施行の日において第三条第三項又は第五項の規定により定められたものとみなす。

(施行のために必要な準備)

第三条 農林水産大臣は、第四条第二項の農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

(大豆交付金暫定措置法の廃止)

第四条 大豆交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一十号)は、廃止する。

(大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

第五条 平成十八年以前の生産に係る大豆に係る前条の規定による廃止前の大豆交付金暫定措置法の規定による交付金(次条において「大豆交付金」という。)の交付については、なお従前の例による。

(大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う罰則に関する経過措置)

第六条 附則第四条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる大豆交付金の交付に係る附則第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(平成十一年法律

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十七号から第九十一号まで」を「第三十六号から第九十号まで」に改め、第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第六十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十一号中「(第十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。)」を削り、同号を同条第六十号とし、同条中第六十二号を第六十一号とし、第六十三号を第六十二号とし、第六十四号を第六十三号とし、同条第六十五号中「第二十一号」を「第二十号」に改め、同号を同条第六十四号とし、同条第六十六号中「第三十一号」を「第三十号」に改め、同号を同条第六十五号とし、同条中第六十七号を第六十六号とし、第六十八号から第八十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九十号中「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第八十九号とし、同条第九十一号を同条第九十号とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第十五号に掲げる大豆交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一十号)第二条第一項の交付金(以下この条において「大豆交付金」という。)については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとさ

号の規定の適用については、当分の間、同号中「三分の二」とあるのは、「二分の一」とする。

(第七条第三号又は第四号の数量に関する経過措置)

第三条 平成十八年産のてん菜に係る第七条第三号の数量については、同号中「交付対象とされた」とあるのは、「交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる」とする。

2 平成十八年産のてん粉の製造の用に供するばれいしに係る第七条第四号の数量については、同号中「販売された」とあるのは、「販売され、又は販売されることが確実と見込まれる」とする。

(第十三条第一項第一号の積立ての申出の期間に関する経過措置)

第四条 法第四条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、この省令の施行前においても、平成十八年度における第十三条第一項第一号の規定による秋期には種する麦に係る積立てを行う旨の申出を農林水産大臣に対してすることができる。この場合において、その申出の期間は、平成十八年九月一日から同年十一月三十日までの間とする。

(見直し)

第五条 農林水産大臣は、農業の構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けて、第一条及び第三条に規定する耕作の業務の規模の基準について必要な見直しを行うものとする。

(大豆交付金暫定措置法施行規則の廃止)

第六条 大豆交付金暫定措置法施行規則(昭和三十六年農林省令第六十号)は、廃止する。

第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「第十四号」の下に「第二十五号(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の規定による交付金の交付に係るものに限る。)」を加える。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第九条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」に改める。

れる大豆交付金に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第五条 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令(平成九年政令第三百四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項を次のように改める。

三 削除

(食料・農業・農村政策審議会令の一部改正)

第六条 食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表経営分科会の項に次の一号を加える。

三 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

